

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中２３の項を削り、２４の項を２３の項とし、２５の項から７２の項までを１項ずつ繰り上げ、同表７３の項中「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を「熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会」に改め、同項を同表７２の項とし、同表中７４の項を７３の項とし、７５の項から７８の項までを１項ずつ繰り上げ、７９の項を削り、８０の項を７８の項とし、８１の項から８８の項までを２項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
88	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
89	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
90	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

別表 5 の表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とし、11 の項を 10 の項とし、12 の項を削り、13 の項を 11 の項とし、14 の項を 12 の項

とし、１５の項を１３の項とし、同表に次のように加える。

１４	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
１５	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
１６	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。